

## 役員の報酬等の支給の基準

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪滋慶学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第37条に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の役員として職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員に対しては、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員に対しては、報酬を支給する。

### (報酬額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。ただし、理事会の決議により、報酬総額（年額）2,000万円の範囲内で、別途定めることができる。

2 常勤の理事の退職慰労金は【最終報酬年額×在任年数×係数】の算式により算出される額の範囲内で支給でき、功績が特に顕著であると認められる役員には功労金を支給できるものとし、理事会において決定する。

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

3 非常勤に理事に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。  
4 監事に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に

支払うものとする。)

- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第 6 条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

- 第 7 条 新たに役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭以上であるときは、これを 1 円に切り上げるこのとする。

(補則)

- 第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

令和 2 年 11 月 30 日改正

令和 6 年 3 月 26 日改正

別表 1（常勤の役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
常務理事	月額 300,000 円
理事	月額 100,000 円

別表 2（非常勤の役員の報酬）

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 50,000 円

別表 3（監事の報酬）

	報酬の額
法人業務のための勤務・理事会等への出席 監事監査等への出席	月額 50,000 円